

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 8年 5月 28日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県光市島田2丁目25番12号 氏 名 時盛建設株式会社 代表取締役 時盛 純 電話番号 0833-71-1070 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	時盛建設株式会社
事業場の所在地	光市島田2丁目25番12号
計画期間	令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	29億6百万円
③ 従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	〃	
	(これまでに実施した取組) ・発生抑制を考慮した作業方法を検討している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	〃	
	(今後実施する予定の取組) ・発生抑制を考慮した作業方法を検討し、実施する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類は分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、他の種類の廃棄物についても分別を行い、建設混合廃棄物としての排出量を低減する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	〃	
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	〃	
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	〃	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	〃	
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	〃	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	〃	
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	〃	
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	〃	
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

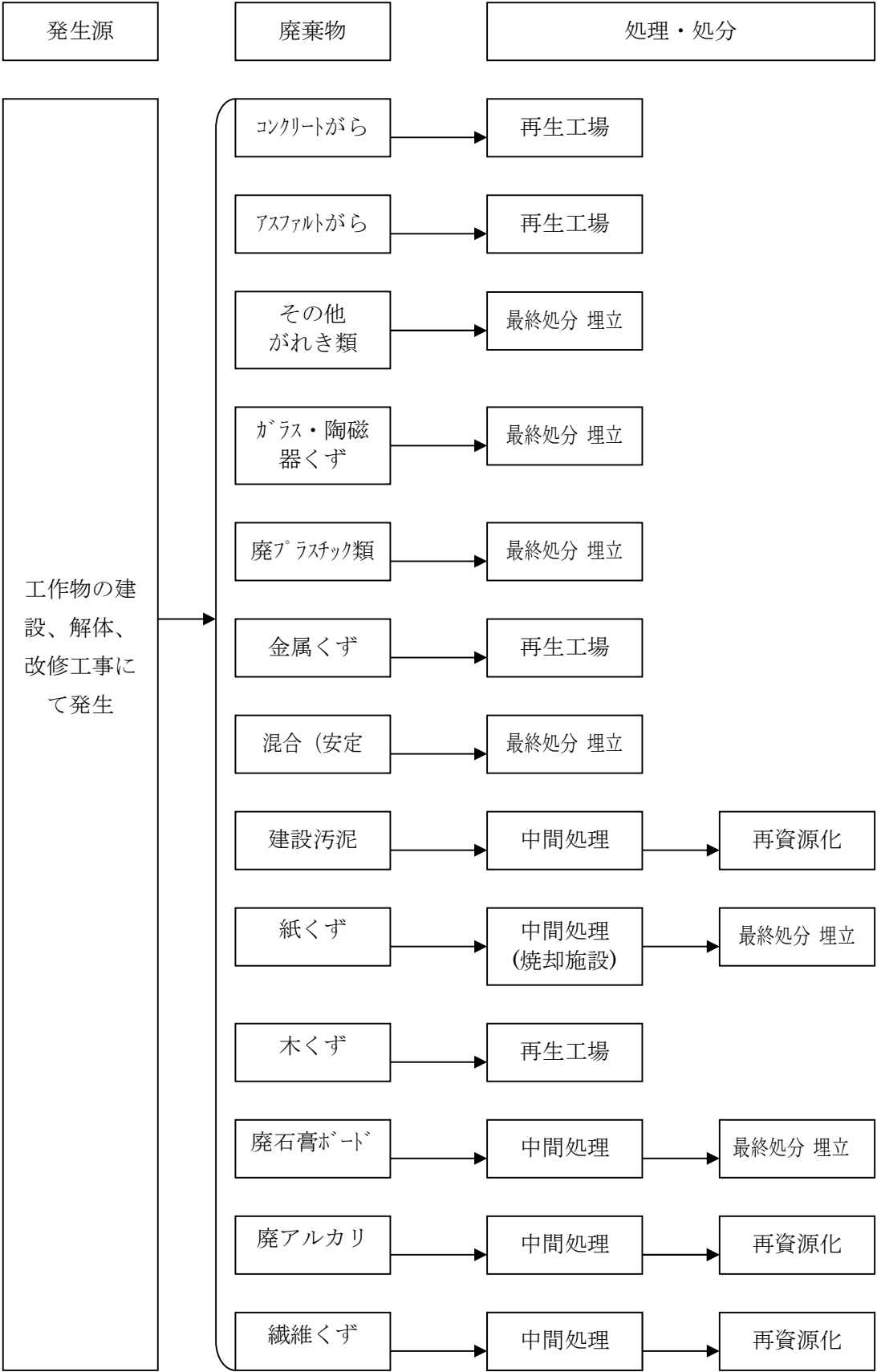
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	〃	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	〃	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	〃	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	〃	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	〃	
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を締結し、処理を委託している。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底している。 ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用できる業者へ委託し、リサイクル率100%を目指している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	〃	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	〃	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	〃	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	〃	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	〃	
	(今後実施する予定の取組) ・ 再生利用が可能である廃棄物は、再生できる業者へ委託し、リサイクル率100%を目指す。 ・ 可能であれば、優良認定処理業者から選定する。 ・ 委託先業者への定期的な現地確認を実施していく。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

・産業廃棄物の一連の処理の工程



廃棄物処理フロー図

・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統 括 責 任 者		環境管理責任者
廃 棄 物 担 当		ISO 推進室
役 割	環境管理委員会	・ 廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、他管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長 環境管理責任者 委 員 各関連部門長、作業所長 事務局 ISO 推進室
	統 括 責 任 者	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃 棄 物 担 当	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ マニフェストの交付、管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ その他関係する事項

(2) 管理体制の強化

管理体制（組織）

各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための組織を編成する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業所長等に教育・研修を行う。また外部等の研修に参加する。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	時盛建設株式会社	所在地(市町名)	光市	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	----	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排 出 量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産 業 廃 棄 物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	5.641	5.000									5.641	5.000	5.641	5.000						
	廃プラスチック類	198.685	150.000									198.685	150.000			52.955	50.000				
	紙くず	31.320	30.000									31.320	30.000			30.120	30.000				
	木くず	250.270	200.000									250.270	200.000	26.000	20.000	206.380	200.000				
	繊維くず	0.348	0.200									0.348	0.200			0.168	0.150				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	24.837	25.000									24.837	25.000			0.791	5.000				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	97.415	90.000									97.415	90.000	1.000	1.000	12.045	60.000				
	ほさい																				
	がれき類	3,030.072	2,500.000									3,030.072	2,500.000	3.700	3.000	2,840.284	2,000.000				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		3,638.588	3,000.200	0	0	0	0	0	0	0	0	3,638.588	3,000.200	36.341	29.000	3,142.743	2,345.150	0	0	0	0